

## 香川高等専門学校教職員の休憩時間に関する規程

令和5年3月2日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員の休憩時間については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「教職員労働時間等規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「有期雇用教職員労働時間等規則」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(休憩時間の変更)

第2条 教職員の休憩時間は、教職員労働時間等規則第4条第2項及び有期雇用教職員労働時間等規則第4条第1項の規定にかかわらず、教職員労働時間等規則第5条及び有期雇用教職員労働時間等規則第5条の規定に基づき、午後0時から午後0時45分とする。

2 変形労働時間制の対象となっている教職員については、前項の規定にかかわらずその定めによることとする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、労働時間及び休憩時間に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。